

令和7年度 千葉県社会福祉審議会 会議録

1 日 時 令和7年10月20日（月）午後3時から午後3時50分まで

2 場 所 千葉県庁南庁舎6階監査委員監査室
※オンライン(Zoom)とのハイブリッド開催

3 出席委員（委員13名中8名出席：五十音順）

井上委員、高橋委員、寺田委員、仲野委員、花島委員、本間委員、松崎委員、松山委員

4 会議次第

(1) 開会

(2) 健康福祉部長あいさつ

(3) 議事

- ・ 委員長及び委員長代理の選出について

(4) 報告事項

- ・ 第二次千葉県再犯防止推進計画の策定について
- ・ 千葉県ホームレス自立支援計画（令和6年度改定版）の策定について
- ・ 千葉県子どもを虐待から守る基本計画の見直しについて
- ・ 千葉県子ども若者みらいプランの策定について

(5) その他

(6) 閉会

5 議事概要

(1) 委員長及び委員長代理の選出について

- ・ 社会福祉法第10条の規定による委員の互選により、松崎委員が委員長に選出された。
- ・ 千葉県組織規程第145条第4項の規定により、花島委員が委員長代理に指名された。

6 報告事項

(1) 第二次千葉県再犯防止推進計画の策定について

○ 事務局説明

資料1により事務局から説明

○ 意見・質疑応答

(委員)

意見ではないが、私も保護司をしており、県が代表して本計画を立ててくださることには非常にありがたく感じている。特に資料1の3具体的な取組《重点課題》(施策)を県が中心

となって取り組んでくださることに保護司の方々も心強く思っている。これから保護司の欠員も多いけれど、安心して保護司を受けてくださる方も出るのではないかと感じる。

(2) 千葉県ホームレス自立支援計画（令和6年度改定版）の策定について

○ 事務局説明

資料2により事務局から説明

○ 意見・質疑応答

(委員)

本計画のホームレスというのは、どちらかというと若いホームレスを想定していると思うが、高齢者福祉の立場からすると、今、養護老人ホームがどこの施設も空床、空きが出ている実情がある。

本来、生活困窮者、食事や住まいにお困りの高齢者に関しては養護老人ホームが、その支援の役割を担ってきたわけであるが、現在、養護老人ホームや千葉県内のそれぞれの施設が、なかなか満床にならないというような現実の問題がある。

このため、千葉県ホームレス自立支援計画に養護老人ホームの活用といった項目を加えることができればありがたい。

(委員)

AIを活用した福祉相談チャット(AIチャットボット)に、生活困窮者がたどり着けるのかというところに少し疑問が残る。SNSなどを見られない、スマートフォンを持っていない方等に対し、いかにAIチャットボットがあるということを知らせられるか疑問である。その辺りはいかがか。

(回答)

AIチャットボットについては、委員の御指摘のとおりインターネット環境のある方ではないと使えない。ただし、ホームレスになるおそれのある方、例えば、ネットカフェなどで生活をしている方については、一定のインターネット環境のある方もいる。そういう方をターゲットにした取り組みになるが、そもそも、AIチャットボットの存在を知られていないといけないところがあるので、AIチャットボットについては、更にSNSなどにより広報等をしていきたい。

また、インターネット環境のない方については、AIチャットボットでは対応できないため、実地による様々な見守り活動のほか、ホームレスの方への訪問を行う民間団体等もいるので、併せて、こうした実地による活動も大事にしていきたい。

(委員)

先ほど、冒頭で委員のおっしゃったように若者向けだけに見えてしまうのはその部分かと少し感じた。その辺りを心配しておられたと思う。

(3) 千葉県子どもを虐待から守る基本計画の見直しについて

○ 事務局説明

資料3により事務局から説明

○ 意見・質疑応答

(委員)

児童相談所についてだが、習志野市に実籾パークサイドハウスができ、そこに児童養護施設が作られた。その児童養護施設は今は満床ではなかったが、新しくできるところや建替えをすれば規模が大きくなると思う。それにより、一時保護所は今満床であるとの情報は聞いているが、児童相談所は少しは緩和されるのか。

(回答)

一時保護所の児童の状況についての御質問と思うが、まず児童養護施設の整備の方向性としては、小規模化・家庭養育に向けて社会的養護は動いているので、どうしても以前のような大舎、集団で生活するような児童養護施設ではなく、できる限り家庭に近い環境でということになっている。重点事項の家庭養育優先原則、パーマネンシー保障にも関わってくるが、これから設置する児童養護施設は、小規模化されたもので人数は少人数になる。

一方、一時保護所は、必要な際には躊躇なく保護をして、児童の安全を守る、確保する観点から、日々一時保護をしているが、今回の新設2か所のほか、柏市、船橋市でも、新設の児童相談所が建設されているため、一時保護所に関しては、計4か所純増する予定である。

(委員)

ありがとうございました。

(委員)

船橋市においても、来年7月に児童相談所が開所する予定で、船橋市の児童相談所設立準備委員として参加させていただいたが、児童養護施設に入ってくるまでの一時保護の対応等している間に子ども達の学習が遅れていることが凄く多い。入所しても、勉強が2年から3年分ぐらいの学力が落ちているので、学校に行くのも「嫌だ」と言って朝から学校に行けない、不登校ぎみの子が増えてきている現実を見ていると、一時保護所の中にいるときに充実した学習能力を高めるぐらいのものが入っていると良いと感じる。

一時保護所の子ども達は本当に自信が全然ないので、すぐに「今日、お腹が痛い」、お腹は痛くはないけれど「痛い」と言って学校にいけない子がいるので、一時保護所に入っている間の学力の強化をしていただけるように整えていただきたい。

個室の部屋についても船橋市には検討をしていただいたが、個室も必要だが、学力の方にも力を入れていただきたい。

例えば、大学に入って教員になりたい学生が一時保護所に行き、子ども達に教えていくかたちで取り組んでいただけると、子ども達の能力・学力が付き、自信もついてくると思う

ので、今後はそうした細かいところを検討していただきたい。今後、新しくできるところにおいても考えていただきたい。

今は児童相談所に弁護士、警察官、心理士も配置されるようになってきているのでいいが、こども達の学力に関する取組も行っていたいただきたい。

(回答)

資料3の第4章「児童相談所の強化に向けた取組」の「2 一時保護所の環境整備」の三ポツ目では、委員のおっしゃったとおり、一時保護所にいる間のこども達の学習の環境は、こども達が学習の低下、意欲を失わないように努めなくてはならないこととし、学習指導員の配置や民間事業者による学習支援などにより、学習環境の更なる改善に取り組むこととしている。引き続き、学習環境の確保に取り組んでまいりたい。

(4) 千葉県こども若者みらいプランの策定について

○ 事務局説明

資料4により事務局から説明

○ 意見・質疑応答

なし

7 その他

なし

8 閉会 午後3時50分